

白馬村 障がい福祉サービスガイド 目次

1. 手帳

身体障害者手帳	1
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	2

2. 医療

自立支援医療（更生医療）	3
自立支援医療（育成医療）	3
自立支援医療（精神通院医療）	4
福祉医療給付金	4
後期高齢者医療制度	5
特定疾病療養受給者証	5
特定医療費助成事業	6
小児慢性特定疾病医療費助成事業	6
難病に関する相談	6

3. 手当

特別児童扶養手当	7
障害児福祉手当	7
特別障害者手当	8
心身障害者扶養共済制度	8

4. 自立支援給付サービス

法律に基づく給付（児童福祉法）	10
障害福祉サービス（障害者総合支援法）	11
補装具の交付・修理（障害者総合支援法）	12
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業）	13
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	13
移動支援給付事業（地域生活支援事業）	14
日中一時支援事業（地域生活支援事業）	14
障がい者支援施設等通所交通費補助金交付事	14
障がい児等通所通園等推進事業補助金交付事業	15

5. 在宅福祉サービス

運転免許取得費助成事業	16
身体障害者用自動車改造費助成事業	16
在宅障害者タイムケア事業	16
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	17
障害者にやさしい住宅改良促進事業	17

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	18
白馬村デマンドタクシー（白馬 AI オンデマンド乗合交通）	18
福祉輸送サービス事業	19
配食サービス事業	19
重度障害者福祉理美容助成事業	19
緊急通報装置貸与事業	20
福祉車両貸出サービス事業	20
福祉用具貸与事業	20
声の広報事業	21
ファミリーサポート事業	21
日常生活自立支援事業	21
生活福祉資金の貸付事業	21
成年後見制度	22

6. 運賃・税金等優遇措置

NHK放送受信料の免除	23
携帯電話料金の割引	23
有料道路通行料金・一般自動車使用料金の割引	23
旅客鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空旅客運賃の割引	24
駐車禁止規制の適用除外	24
信州パーキング・パーミット制度（障がい者等用駐車場利用証制度）	25
ヘルプマークの配布	25
税金の控除	26
税金の非課税	26
自動車税の減免	26

7. 年金

障害基礎年金	29
障害厚生年金	29

8. スポーツ・レクリエーション

長野県障がい者福祉センター サンアップル	30
障がい者スポーツ大会	30
長野県障がい者文化芸術祭（夢・アートフェスタ）	30

9. 相談窓口ほか

大北圏域障害者総合支援センター	31
その他の相談窓口	31
村内の福祉事業所一覧（障害福祉関係）	31

1. 手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により 1 級から 6 級までに区分されます。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・ 交付申請書
- ・ 身体障害者診断書・意見書（指定様式あり。身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師により、申請前 2 か月以内に診断を受けたもの）
- ・ 写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 1 年以内のもの）※申請書に貼らずに持参してください。
- ・ マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

○その他

申請をしてから手帳の交付まで 2 か月から 3 か月程度かかります。

村外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届出が必要になります。

死亡、身体障害者手帳の程度に該当しなくなった時は、返還届が必要になります。

療育手帳

知的に障がいのある人が、一貫した療育・援助や、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により A1・A2・B1・B2 に区分されます。

○対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・ 交付申請書
 - ・ 写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 3 か月以内のもの）
 - ・ マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ※ 3 歳未満及び 18 歳以上の人の場合は、必要書類が異なりますので、事前に地域福祉係へ相談してください。

○その他

申請をしてから手帳の交付まで 1 か半月から 2 か月程度かかります。

村外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届出が必要になります。

死亡、療育手帳の程度に該当しなくなった時は、返還届が必要になります。

再判定の時は、児童相談所又は知的障害者更生相談所へ判定日の予約をし、再判定を受けてください。

■判定先

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により 1 級から 3 級までに区分されます。

○対象者

精神疾患を有する人（知的に障がいがある人を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・手帳申請書
- ・医師の診断書（指定様式あり）又は障害年金関係書類（年金証書等）
- ・写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm、無帽、上半身、撮影後 1 年以内のもの）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

○その他

医師の診断書は、初診日から 6 か月以上経過しているものが対象となります。

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は 2 年です（有効期限の 3 か月前から更新手続きができます）。

申請をしてから手帳の交付まで、医師の診断書で申請する場合は 1 か月半程度、障害年金関係書類で申請する場合は、2 か月半程度かかります。

村外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届出が必要です。

死亡、精神障害者保健福祉手帳の程度に該当しなくなった時は、返還届が必要になります。

2. 医療

自立支援医療（更生医療）

人工透析、腎移植術など障がい部位に対する手術等により、身体上の障がいを除去又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます（有効期間は原則 3 か月以内）。

※ 対象となる医療については、問い合わせてください。

○対象者

身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の人で、県立総合リハビリテーションセンター更生相談室により、あらかじめ手術等により障がいが軽減されると判断された人。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳
- ・更生医療意見書（指定医療機関の医師による作成のもの）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び本人と同じ健康保険に加入している人全員分）
- ・健康保険資格者証

○申請時期

医療の開始前までに受給者証の発行を受けておく必要があります（特に緊急を要する場合は、身体障害者手帳交付と更生医療を同時に申請できる場合があります）。

○利用者負担

定率（1 割）の自己負担があります（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）。

○その他

診断・手術等を行う医療機関及び薬局は指定されているところに限ります。詳細は問い合わせてください。申請をしてから受給者証の交付まで、1 か月から 1 か月半程度かかります。

自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有し、現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる場合、生活の能力を得るために必要な医療を受けることができます。

※ 対象となる医療については、問い合わせてください。

○対象者

18 歳未満で、指定医療機関で医療を受けることが必要な児童。身体障害者手帳は必須ではありません。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・育成医療意見書（指定医療機関の医師により作成のもの）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び本人と同じ健康保険に加入している人全員分）
- ・健康保険資格者証

○申請時期

医療の開始前までに受給者証の発行を受けておく必要があります。

○利用者負担

定率（1割）の自己負担があります（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）。

○その他

診断・手術等を行う医療機関及び薬局は指定されているところに限ります。詳細は問い合わせてください。
申請をしてから受給者証の交付まで、1か月程度かかります。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）で通院による精神医療を続ける必要がある人の医療費の自己負担が、1割（世帯の所得等に応じて負担上限額が設定されます）になります。

○対象者

継続的に精神科等への通院が必要な人（精神障害者保健福祉手帳を持っていない人も対象になります）
発達障がいのある通院についても対象になります。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・自立支援医療用診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの（本人及び本人と同じ健康保険に加入している人全員分）
- ・健康保険資格者証

○その他

医療機関（薬局、訪問看護事業者含む）は指定されているところに限ります。詳細は問い合わせてください。
1年に1度の更新手続きが必要になります（有効期限の3か月前から更新手続きができます）。
診断書は2年に1回、提出が必要になります。
申請をしてから受給者証の交付まで、1か月半程度かかります。
入院に係る医療費は対象になりません。
村外へ転出した場合は、転出先で居住地変更の届出が必要です。

福祉医療給付金

病院や薬局で支払った自己負担分の医療費について、後日村から医療費の一部が給付される制度です。福祉医療費の給付を受けるには、あらかじめ受給資格認定の申請を行う必要があります。

○対象者（受給資格）

- 1) 身体障害者「1級」「2級」「3級」「4級」に該当する人 3, 4級は所得税非課税本人のみ
4級は入院医療費のみ
- 2) 療育手帳「A1」「A2」「B1」「B2」に該当する人
- 3) 精神障害者保健福祉手帳「1級」「2級」「3級」の人

4) 特別児童扶養手当の1, 2級に該当する人

※いずれも所得制限により受給できない場合があります(18歳までの児童を除く)。

○手続き申請窓口

住民課 電話0261-85-0715

○申請時に持参する物

- ・資格取得条件に係る障害者手帳又は年金証書
- ・対象者のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・預金通帳又はキャッシュカード等

○受給者証申請及び給付申請方法

受給資格認定の申請後、対象となる人には受給者証が交付されます。

長野県内の医療機関等では、「福祉医療費受給者証」を毎回必ず提示してください。医療費は通常どおり支払う必要がありますが、提示するのみで手続きは完了します。その後、利用した月の概ね3か月後を目途に、1レセプト当たり受給者負担金500円(加入する健康保険の付加給付及び高額療養費がある場合は、その額を含む)を控除した金額を、申請時に指定する金融機関口座へ振り込みます。

県外の医療機関では、受給者証は使用できませんので、福祉医療費支給申請書に医療機関発行の領収書を添付して、住民課へ直接申請してください。

○その他

受給資格は、資格取得条件に該当した日の属する月の初日から該当になります。

利用した月の翌月の初日から1年を経過すると、給付の申請をすることができません。

加入する健康保険の付加給付及び高額療養費の調査に時間を要する場合、給付が遅れることがあります。

18歳までの人は現物給付方式(窓口負担は受給者負担金500円のみ)になります。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療へ加入することで、医療費の自己負担が1割～3割になります。

○対象者

65歳～74歳の障がいがある人で、一定以上の障がいの状態にあり保険者(広域連合)で認定された人
身体障害者手帳1～3級と4級の一部

療育手帳A判定

精神障害者保健福祉手帳1・2級

障害年金証書1・2級

その他上記に準ずる人

○手続き申請窓口

住民課 電話0261-85-0715

○その他

資格取得は本人の申請(任意加入)によるものです。

特定疾病療養受療者証

①人工透析を実施している慢性腎不全

②血友病

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（厚生労働省が認めるもの）

に該当する場合、加入している医療保険に申請し、特定疾病療養受療者証の交付を受け、該当の疾病で医療機関を受診すると、窓口負担が軽減されます。

※特定疾病療養受療者証は、医療機関窓口で提示する必要があります。

※加入している医療保険が変わる場合は、新たに加入する医療保険に申請が必要となります。

○手続き申請窓口

住民課 電話0261-85-0715

○申請時に持参する物

診断書

医療保険の資格者証

特定疾患・難病等

特定医療費助成事業

対象疾病（348 疾病）患者の保険医療費の自己負担分（患者一部負担額を除く）を公費負担します。

対象となる疾患の例：ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、再生不良性貧血、サルコイドーシス、クローン病、後縦靱帯骨化症、悪性関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、特発性血小板減少性紫斑病、潰瘍性大腸炎、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、網膜色素変性症等

○問い合わせ先

大町保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話0261-23-6526

小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾病のうち特定の疾病については、治療が長期にわたり、子どもの健全な育成の妨げになるだけでなく、医療費の負担も高額となります。

18 歳未満の児童（引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳まで）を対象に、788 疾患の治療に要する保険医療費について、自己負担分（患者の生計を維持している人の所得に応じた患者一部自己負担額を除く）を公費負担します。

○問い合わせ先

大町保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話0261-23-6526

難病に関する相談

難病患者とその家族に対し、難病に関する医療相談、生活相談など疾病に対する正しい理解やその支援について相談を受けます。

■長野県難病相談支援センター

電話0263-34-6587

■大町保健福祉事務所 健康づくり支援課

電話0261-23-6526

3. 手当

特別児童扶養手当

○対象者

重度若しくは中度の身体障がい、知的障がい又は精神障がい等がある 20 歳未満の児童を在宅で養育している人

○内容

支給額（月額） 1 級 58,450 円 2 級 38,930 円（年度途中で額が変更になる場合があります）

支給方法 指定された口座に入金

支給時期 年 3 回（4 月・8 月・11 月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・所定の診断書（障害者手帳の等級によっては省略できる場合があります。詳細は問い合わせてください。）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・保護者（受給者）名義の預金通帳等

○その他

障がいを支給事由とする公的年金と併給できません。

前年の所得が一定以上の額にある人は支給されません。

施設入所児は除きます。

障害児福祉手当

○対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅障がい児（身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部の障がい児、療育手帳 A1 の一部重度障がい児）

○内容

支給額（月額） 16,560 円（年度途中で額が変更になる場合があります）

支給方法 指定された口座に入金

支給時期 年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・所定の診断書（障害者手帳の等級によっては省略できる場合があります。詳細は問い合わせてください。）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・本人（対象児童）名義の預金通帳等

○その他

障がいを支給事由とする公的年金と併給できません。
前年の所得が一定以上の額にある人は支給されません。
施設入所児は除きます。

特別障害者手当

○対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障がい者（国民年金法施行令別表の 1 級程度の障がい重複する人及び同等以上の人）

○内容

支給額（月額） 30,450 円（年度途中で額が変更になる場合があります）
支給方法 指定された口座に入金
支給時期 年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・ 所定の診断書（障害者手帳の等級によっては省略できる場合があります。詳細は問い合わせてください。）
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 戸籍謄本
- ・ 世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの
- ・ 本人名義の預金通帳等

○その他

前年の所得が一定以上の額にある人は支給されません。
施設入所者および 3 か月以上継続して入院している人は除きます。

心身障害者扶養共済制度

○対象者

心身障がい児・者：身体障害者手帳 1～3 級、知的に障がいがある人若しくは精神又は身体に永続的に障がいのある人

心身障がい児・者を扶養する保護者：毎年 4 月 1 日における年齢が 65 歳未満で、特別な疾病又は障がいのない健康状態であること

○内容

障がい児・者を扶養している人が加入して掛金を納付することにより、加入者が死亡又は重度障害になった時に、障がい者に年金を支給します。加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となった時、扶養していた障がい児・者に月額 1 口 20,000 円の年金を支給します（月額 2 口まで）。なお、1 年以上加入した後、加入者の生存中に障がい児・者が死亡した場合は、加入期間に応じて加入者に弔慰金が支給されます。
年金・弔慰金には所得税がかかりません。

○掛金

加入時の年齢により段階があります。（1口月額 9,300 円～23,300 円）

1 人の心身障がい児・者につき2口まで加入できます。掛金は全額所得控除されます。

条件により掛金が免除となる場合があります。詳細は問い合わせてください。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

大町保健福祉事務所 福祉課 電話0261-23-6508

○申請時に持参する物

- ・印鑑（認印）
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

4. 自立支援給付サービス

法律に基づく給付

(1) 児童福祉法

障害児通所給付	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、児童の居宅を訪問し基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	障がいのある就学児童に対して、放課後や夏休み等長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、指導を行います。
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園等を訪問し、障がい児に対して集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
	障害児相談支援	相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等の連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。

(2) 障害者総合支援法

サービスは、障がいの程度や懸案すべき事項を踏まえ個別に支給決定が行われます。主に「a.障害福祉サービス」と、利用者の個々の状況に応じて柔軟に実施する「d.地域生活支援事業」に分けられます。

自立支援給付	a.障害福祉サービス	1)介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、施設入所支援
		2)訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助
	b.自立支援医療		更生医療、育成医療、精神通院医療
	c.補装具		補装具の給付
d.市町村地域生活支援事業			①相談支援 ②意思疎通支援（手話通訳派遣・要約筆記派遣） ③日常生活用具の給付 ④移動支援 ⑤日中一時支援 ⑥地域活動支援センター

a. 障害福祉サービス

事業名		施策の内容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用にあたり事業所等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。サービス利用開始後、利用状況の検証を行います。
	地域相談支援	地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者や、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、関係機関との調整等を行います。 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護及び洗濯、掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人へのホームヘルプや、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている知的・精神障がい者で、行動時の危険回避のための援護、外出時の移動中の介護を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常時介護を要する人に、昼間、施設において介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労に必要な、知識、能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
	就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所雇用が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等の連絡調整等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間定期的な巡回訪問などを行います。

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用手続き（申請サービスによっては一部省略あり）

相談・利用申請 健康福祉課や相談支援事業所に利用したいサービスについて相談します。

- ⇒**認定調査障害支援区分一次判定** 心身の状況に関する聞き取り調査を行います。
- ⇒**障害支援区分二次判定** 主治医意見書と一次判定の結果をあわせて、障害支援区分審査会で障害支援区分の判定を行います。
- ⇒**サービス等利用計画案作成** 相談支援専門員がサービス利用にあたって利用計画を作成します。
- ⇒**支給決定** サービス利用の意向や生活状況を勘案して支給決定し、受給者証を発行します。
- ⇒**サービス担当者会議** 関係者が集まり、サービス内容について確認します。
- ⇒**利用に関する契約締結・サービス利用開始** 利用したい事業所と契約を締結し、サービスを利用します。

b. 自立支援医療

しおり中、3～4 ページをご覧ください。

c. 補装具の交付・修理

障がいの内容や程度によって、補装具の交付（修理）が受けられます。

障がい区分	補装具の種目（18歳以上では受けられない種目もあります）
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳
- ・見積書
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

※補装具の種目によっては、指定医師の意見書・処方箋が必要となります。

○その他

必ず補装具を購入・修理する前に申請してください（補装具の種目によって申請方法が異なりますので、事前に相談してください。）

利用者負担は定率1割です。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます（低所得者世帯（村民税非課税世帯）に該当する場合は、利用者負担が無料になります）。

補装具の基準価格を超えた超過分については、所得によらず自己負担となります。

品目ごとに耐用年数が設けられています。年数が経過するまでは、同一のものは給付できません（本人の責に帰さない破損等やむを得ない事情がある場合を除く）。

介護保険の福祉用具と重複する種目については、介護保険サービスが優先されます（オーダーメイドのもの

を必要とする場合等を除く）。

d. 地域生活支援事業によるサービスについて

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障がいのある人が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための援助を行います。事前に派遣申請が必要になります。派遣料は無料です。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳

日常生活用具の給付

障がいの内容や程度によって、在宅（本人しか使用できない用具については、入院及び施設入所者を含む）の重度身体障がい児・者、重度の知的障がい児・者に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の給付を行います。

○日常生活用具の品目

支援用具区分	主な品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、収尿器、紙おむつ
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳
- ・給付を希望する用具の見積書とカタログ

○その他

必ず用具を購入する前に申請してください。

対象用具の基準額を上限として村民税課税世帯は定率（10％）の利用者負担があります。また、対象用具の基準額を超えた超過分についても自己負担になります。用具の納品を受ける際、自己負担金を支払ってください。

※介護保険の福祉用具等と重複する種目については、介護保険サービスが優先されます。

移動支援給付事業

社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通院・通勤・通学等を除く）を支援します。

○対象者

屋外での移動が困難な障がい児・者

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病等対象疾病に罹患していることがわかる証明書又は特別児童扶養手当証書

○その他

村民税課税世帯の利用者は、移動支援サービス利用料の定率（10％）の利用者負担がありますが、住民税非課税世帯に属する人は無料となります。

日中一時支援事業

在宅の障がい児・者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練などを行います。利用者の状況により、1カ月の利用限度時間があります。

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか交付を受けている障がい児・者等

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか手帳を取得していない場合は、介護を必要とする証明書

○その他

食費・光熱費などは実費が必要です。

障がい者支援施設等通所交通費補助金交付事業

障がい者支援施設等へ通所する交通費の一部を補助します。

○対象者

村内に住所を有し、障がい者支援施設等に通所している障がい者で、公共交通機関（タクシーを除く）または、自家用車を利用する者（自家用車は本人の他、区分認定5以上は、介助者の運転する場合も可）

※障がい者支援施設等への通所は、利用申請が必要です。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

障がい児等通所通園等推進事業補助金交付事業

心身障がい児施設等に通園や入所している障がい児と、その介助者・付添人の通園、帰省、面会のための有料道路の交通費を補助します。

○対象者

- ・心身障がい児施設等に通園する障がい児とその介助者・付添人
- ・心身障がい児施設等に入所している障がい児とその介助者・付添人。ただし、障がい者に対する有料道路運行料金の割引制度を利用している方は除きます）

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

5. 在宅福祉サービス P11. 障害福祉サービス、P13. 地域生活支援事業以外のサービス

運転免許取得費助成事業

運転免許取得に要する経費（限度額 10 万円）を助成します。

○対象者

村内に住所を有し、かつ、運転免許取得により社会参加が見込まれる人
聴覚・平衡機能障がい（身体障害者手帳 4 級以上の人）、音声・言語・そしゃく機能障害又は肢体不自由
（身体障がいの状態に応じた補助手段を要する人）で、適正検査に合格した人
前年の所得税額が 15 万円以下の世帯に属する人

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳
- ・適性検査結果通知書

○その他

免許取得後の申請は対象になりません。

身体障害者用自動車改造費助成事業

自ら所有し運転する自動車改造に直接要する経費で、一人あたり 10 万円以内で助成します。

○対象者

村内に住所を有し、かつ、自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる、上肢・下肢・体幹障がい 1・2 級の人（所得制限あり）

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・自動車の改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- ・改造を行う自動車の車検証
- ・改造前の写真

○その他

改造実施後の申請は対象になりません。

在宅障害者タイムケア事業

障がい児・者が家庭において一時的に介護を受けることができない時に、あらかじめ登録した介護者（施設や近隣在住者等）が時間単位で介護サービスを提供します（年間利用時間は一人 400 時間以内）。

○対象者

在宅の常時介護を必要とする重症心身障がい児・者、知的障がい児・者、身体障がい児・者、精神障がい者

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか
手帳を取得していない場合は、介護を必要とする証明書

○その他

毎年度の利用登録申請が必要になります。

高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者の居住環境を改善することで日常生活をできる限り自力で行い、住み慣れた居住環境で生活し続けることを目的として住宅等を整備改修した場合に、補助金を交付します（限度額 63 万円）。

対象となる工事：既存の住宅の居室、浴室及び便所等の改良

利用者負担あり（改修経費の 1 割自己負担）

○対象者

村内に住所を有する 65 歳以上の人であって、要介護若しくは要支援の認定を受けた人又は身体障害者手帳 1 級から 3 級までに該当する人

前年分所得税額の合計金額が 8 万円以下の世帯

○手続き申請窓口

白馬村地域包括支援センター 電話0261-72-6667

○申請時に持参する物

- ・住宅改良に要する経費の見積書（内訳が分かるもの）
- ・設計図（住宅改良前及び改良後の状態が確認できるもの）
- ・住宅改良を行う前の写真

○その他

改修後の申請は受理できませんので、必ず着工前に相談してください。

本人以外が所有する住宅の場合は、所有者の承諾があれば対象となります（その場合は承諾書の提出が必要です）。

障害者にやさしい住宅改修事業を利用し、63 万円以上補助を受けた人は対象になりません。

介護保険法に基づく住宅改修及び日常生活用具による住宅改修並びに他の制度により助成されるものがあれば、そちらが優先されます。

障害者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、身体障がい者の日常生活の利便を図ることを目的として住宅等を整備改修した場合に、補助金を交付します（限度額 63 万円）。

対象となる工事：既存の住宅の便所、浴室、廊下、階段、玄関及び台所等の改良

利用者負担あり（改修経費の 1 割自己負担）

○対象者

村内に住所を有する 65 歳未満の人であって、身体障害者手帳 1 級から 6 級までに該当する人（4 級から 6

級までの人は、独居の人又は常時介護する人がいない人に限る)

前年分所得税額の合計金額が 8 万円以下の世帯

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・住宅改良に要する経費の見積書（内訳が分かるもの）
- ・設計図（住宅改良前及び改良後の状態が確認できるもの）
- ・住宅改良を行う前の写真

○その他

改修後の申請は受理できませんので、必ず着工前に相談してください。

本人以外が所有する住宅の場合は、所有者の承諾があれば対象となります（その場合は承諾書の提出が必要です）。

介護保険法に基づく住宅改修及び日常生活用具による住宅改修並びに他の制度により助成されるものがあれば、そちらが優先されます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対して、補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。

○対象者

村内に住所を有する 18 歳未満の人で、身体障害者手帳の交付対象外である人

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により補聴器の装用が必要であると診断されている人

○内容

別途定める基準額（額については問い合わせてください。）又は補聴器購入費等のいずれか低い額の 3 分の 2 を助成します（1,000 円未満切り捨て）。

修理については、同一年度内に 2 回を限度とします。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医が作成した意見書
- ・意見書の処方に基づく見積書

○その他

購入後の申請は受理できませんので、必ず購入前に相談してください。

白馬デマンドタクシー（白馬村 AI オンデマンド乗合交通）

デマンド型乗合タクシー（白馬ふれ AI 号）を運行し、白馬村内での買い物・通院・余暇活動などの移動支援を行います。

○対象者

誰でも利用可。障害者手帳所持者は、自宅前からの乗車降車が可能です。（あらかじめ登録が必要です）

○問い合わせ窓口

（自宅前乗車の登録）健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713
（デマンドタクシー全般について）観光課 電話 0261-85-0722
（デマンドタクシーの予約） 乗合タクシー予約センター 電話0261-71-1111
※平日8時30分から17時までのみ

○利用料

270円（障害者手帳保持者）アプリ決裁、定期券、回数券もあります。詳細は、問い合わせてください。

福祉輸送サービス事業

車椅子でなければ移動ができない人に対して、福祉車両を使用した輸送サービスを行います。

○対象者

身体障害者手帳（1種1級、2級）所持者で、車椅子利用で、公共交通機関の利用が困難な人

○手続き申請窓口

白馬村社会福祉協議会 電話 0261-72-7230

○利用料

1回につき500円、村外を走行する場合は、村外区域の走行距離1km当たり30円を加算します。

配食サービス事業

買い物や調理が困難な人に栄養バランスのとれた食事の提供をします。1日1食まで。

1食 400円（特別食の場合は500円）

○対象者

障がい者手帳を所持し、世帯全員が住民税所得割非課税かつ住民税所得割課税者の扶養親族になっていない人

○問い合わせ窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

重度障害者福祉理美容助成事業

寝たきり等身体の不自由で理容院・美容院に行けない人に、自宅で理容・美容のサービスが受けられるように、理美容料金（1回3000円）を助成します。

年間4回まで（申請した月によって回数が1回から3回になります）

○対象者

身体障害者手帳1級又は2級の人

○問い合わせ窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○その他

大北理美容師組合白馬支部加盟店の利用に限ります。

緊急通報装置貸与事業

急病等の緊急時に迅速に対応するため、緊急通報装置を貸与します。

○対象者

一人暮らしの重度身体障がい者

○問い合わせ窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○利用料

世帯の収入額等により、利用料が異なります。0円/月から1,200円/月
詳細は問い合わせてください。

福祉車両貸出サービス事業

車いすを使用しなければ外出できない人に、通院、公的機関への移動等の外出に利用できる福祉車両の貸し出しを行います。

○対象者

村内に住所のある身体障がい児・者で下肢に障がいがあり車いすを必要とする人

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話 0261-72-7230

○その他

貸出期間は1日が限度となります。

利用料は無料ですが、走行に必要な燃料や運行に必要な駐車場代、有料道路料金、その他の費用については、利用者負担になります。

福祉用具貸与事業

福祉用具貸与

○対象者

村内に在住する介護を要する障がい者等で、①介護保険または自立支援支援給付の対象にならない人
(介護保険又は自立支援給付による貸与、給付の手続きが完了するまでの間の人も含む)

○貸与できる物

車椅子(普通型、手押し型)、シャワーチェア、ポータブルトイレ

視覚障がい者等への福祉用具貸与

○対象者

村内に移住する視覚障がいの身体障がい手帳保持者 等

○貸与する物

拡大読書器、活字文書読上げ装置(スピーチオ)

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話0261-72-7230

○その他

貸出期間は原則として6か月です。

利用料は無料です。

声の広報事業

視覚障がい者を対象に「広報はくば」「議会だより」等の内容を収録したCDを貸し出します。

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話0261-72-7230

ファミリーサポート事業

会員相互の助け合いサービスで、日用品の買い物や外出の付添い、ゴミ出し等、村社会福祉協議会に登録されたボランティアが日常生活のお手伝いをします。

○利用料金 1時間あたり概ね600円 登録料が年間1,000円必要です。

○対象者

事業の趣旨に賛同し、会員登録をした人

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話0261-72-7230

日常生活自立支援事業

障がい者等判断能力が十分でなく、日常生活上の判断に不安のある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように、契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産関係書類等の預かりを行い生活の支援をします。

○対象者

次の要件をすべて満たす人

- ・療育手帳・精神障害者福祉手帳所持者で、福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難である人
- ・契約内容について認識し得る能力を有していると認められる人、若しくは判断能力が不十分でも、成年後見人等との間で援助の開始に必要な契約を結ぶことができる人

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話0261-72-7230

生活福祉資金の貸付事業

低所得者や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的として、無利子や低利子で資金貸し付けを行います。

○対象者

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者の属する世帯）や低所得者世帯、高齢者世帯

○問い合わせ窓口

白馬村社会福祉協議会 電話０２６１－７２－７２３０

成年後見制度

成年後見制度を必要とする人やそのご家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

成年後見制度を利用するための手続を支援します。相談会もありますので、問い合わせてください。

○問い合わせ窓口

北アルプス成年後見支援センター（大町市社会福祉協議会内） 電話０２６１－２２－１５５０
健康福祉課 福祉介護係 電話０２６１－８５－０７１３

6. 運賃・税金等優遇措置

NHK放送受信料の免除

○対象者

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯全員が村民税非課税の場合
半額免除	・視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合 ・重度（1 級又は 2 級）の身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合 ・重度（A1）の療育手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合 ・重度（1 級）の精神保健福祉手帳をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者である場合

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話 0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

○その他

村が免除事由について証明しますので、NHK長野放送局に郵送してください。（申請書は役場にあります）
問い合わせ先 NHK 視聴者コールセンター 電話 0570-077-077

携帯電話料金の割引

携帯電話の料金が割引になる場合があります。携帯電話会社によってサービス内容が異なりますので、各社に問い合わせてください。

有料道路通行料金・一般自動車使用料金の割引

区分 対象	第 1 種	
		第 2 種
	介護者が運転	本人が運転
本人又はその親族等が 所有する自動車	50%以内	50%以内
介護者の所有する自動車	50%以内	—

介護者が運転する場合は、旅客運賃減額第 1 種の身体障害者手帳又は療育手帳「A1、A2」を所持する人が対象で、同乗されている場合のみ対象になります。

事前に登録が必要になります。申請書は役場にあります。

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

○申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・車検証
- ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

※ETC を利用する場合は上記のほかに、ETC カード（原則として本人名義）、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書が必要になります。

○その他

割引有効期間は、申請をした日からその後の 2 回目の誕生日までです。更新の申請は、有効期限の 2 カ月前から行うことができます。

ETC を利用する場合は、自動車の登録が必要です（登録できる自動車は 1 人 1 台に限ります）。

旅客鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空旅客運賃の割引

旅客鉄道（JR）・・・50%割引（普通乗車券）

○対象者 第 1 種の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者と乗車する場合

第 1 種及び第 2 種の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の人が単独で、普通乗車券片道 100km を超える区間を乗車する場合

○その他 定期乗車券、回数乗車券、急行券についても割引制度があります（第 1 種に限ります）。

バス・・・50%割引（普通乗車券）

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

※会社によって対象者及び割引率が異なることがあります。詳細は、バス会社へ問い合わせてください。

タクシー・・・10%割引

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

○その他 相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象となります。ただし、迎車回送料金・高速料金・駐車料金は割引対象外です。

※会社によって対象者及び割引率が異なることがあります。詳細は、タクシー会社へ問い合わせてください。

航空旅客・・・航空会社ごとに、一定の条件にあてはまる場合に割引

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

※会社によって対象者及び割引率が異なることがあります。詳細は、航空会社へ問い合わせてください。

駐車禁止規制の適用除外

歩行が困難な障がい者に対して、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

○対象者

身体障害者手帳（１級～４級 ※障害の種別・等級により異なります）

療育手帳（Ａ１、Ａ２）

精神障害者保健福祉手帳（１級）

○問い合わせ窓口

大町警察署 電話 ０２６１－２２－０１１０

信州パーキング・パーミット制度(障がい者等用駐車場利用証制度)

公共施設や店舗等の様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用していただくため、長野県が県内共通の「利用証」を交付します。

○対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者又は妊産婦等歩行が困難な人

○手続き申請窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話０２６１－８５－０７１３

○申請時に必要なもの

- ・交付申請書（健康福祉課にあります。または長野県ホームページからダウンロードしてください）
- ・障がい等の状況がわかる書類の写し（手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子手帳等）
- ・代理人の身分証明書（代理人が窓口で申請する場合）



車いす使用者



車いす使用者以外

ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人等外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を受けやすくなるように、長野県では平成 30 年 7 月から配布を開始しました。

○配布窓口

健康福祉課 福祉介護係 電話０２６１－８５－０７１３



その他の配布場所

県庁障がい者支援課、長野保健福祉事務所福祉課・健康づくり課、県精神保健福祉センター、
県総合リハビリテーションセンター

○申込者 1 人につき、ヘルプマーク 1 個の配布とします（無料配布）

税の減免等

税金の控除

村民税・所得税の所得控除

障がいの等級により、控除が受けられます。（基準日は 12 月 31 日）

○対象者

特別障害者控除

身体障害者手帳…1～2 級所持者

療育手帳…A1・A2 所持者

精神障害者保健福祉手帳…1 級所持者

その他…常に就床し、複雑な介護を要する人

障害者控除

身体障害者手帳…3～6 級所持者

療育手帳…B1・B2 所持者

精神障害者保健福祉手帳…2・3 級所持者

その他…65 歳以上の人で障害の程度が障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人

	村民税・県民税	所得税
特別障害者控除	300,000 円 (同居特別障害者控除は 530,000 円)	400,000 円 (同居特別障害者控除は 750,000 円)
障害者控除	260,000 円	270,000 円
控除開始	取得した年の翌年度から	取得した年から

○問い合わせ窓口

村民税・県民税 税務課 電話 0261-85-0712
所得税 大町税務署 電話 0261-22-0410 または勤務先の給与担当者

相続税の障害者控除

相続人が障がい者である場合、障害の程度により相続税額から一定額の控除が受けられます。

○問い合わせ窓口

大町税務署 電話 0261-22-0410

税金の非課税

少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）及び児童扶養手当を受けている人（児童の母）が受け取る一定の預貯金等の利子に等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

※ 詳しくはゆうちょ銀行、銀行、証券会社等又は税務署窓口で確認してください。

特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※ 特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある人をいいます。

※ 詳しくは信託会社等窓口で確認してください。

消費税

障がい者が使用するための特殊な構造、機能を有する次の物品で、一定のものの譲渡、貸付等が非課税になります。

- ・補装具（義肢・義足・補聴器・車いす等）
- ・日常生活用具（盲人用時計・特殊寝台等）
- ・改造自動車（身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられたもの・車いすを使用する人を、車いすとともに搬送できるような昇降装置を装備し、かつ車いすの固定に必要な手段を施してあるもの）

※ 詳しくは税務署窓口で確認してください。

個人事業税

両目の視力を喪失した人又は両目の視力が 0.06 以下の重度視覚障害者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税になります。

※ 詳しくは長野県総合県税事務所（電話 026-234-9505）へ確認してください。

自動車税の減免

○問い合わせ窓口

自動車税・自動車取得税 長野県総合県税事務所 電話 026-234-9505

軽自動車税 税務課 電話 0261-85-0712

○対象となる自動車等

- ① 身体障害者等が所有する自動車
- ② 18 歳未満の身体障がい児、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする人が所有する自動車（ただし、障がい者の通院・通学などに運転する自動車に限ります）

※減免台数は、1 名につき 1 台に限ります。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	○対象者
身体障害者	視覚							
	聴覚							 生計同一者が運転する場合も対象になります
	平衡							
	音声			※				 本人が運転する場合に対象になります
	上肢							
	下肢							 本人が運転する場合に対象になります
	体幹							
	脳原性	上肢						 本人が運転する場合に対象になります
		移動						
	心臓							 咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限りま す
	じん臓							
	呼吸器							 咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限りま す
	ぼうこう又は直腸							
	小腸							 咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限りま す
	免疫							
知的障害者		療育手帳 A1 又は A2						
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1 級						

○申請時期

自動車税

4 月 1 日現在で要件を満たす人は、長野県総合県税事務所が広報する申請期限までに申請してください。すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、翌年度以降も継続して減免されます。

年度の途中で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合は、減免の要件を満たした日から 30 日以内に申請してください（4 月 1 日現在で自動車をすでに所有している場合に限ります）。

軽自動車税

4 月 1 日現在で要件を満たす人は、役場税務係が広報する申請期限（5 月下旬）までに申請してください。すでに減免を受けている人も、毎年度申請が必要になります。

年度の途中で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合は、翌年度（4 月 1 日現在）に申請してください。

○軽自動車税

減免申請時に持参する物

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳
- ・車検証
- ・運転者の運転免許証
- ・当該年度の軽自動車税の納税通知書（毎年 5 月中旬に郵送します）
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できるもの

※自動車税の減免申請時に持参する物は、長野県総合県税事務所（電話 026-234-9505）へ問い合わせいただくか、長野県総合県税事務所ホームページをご覧ください。

7. 年金

※日本年金機構発行の「障害年金ガイド」をご覧ください

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる制度です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、「厚生年金」に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

障害年金を受け取るには、年金保険料の納付状況などの条件が設けられています。

障害基礎年金

○相談窓口

住民課 年金係 電話0261-85-0715 （※初診日が国民年金第1号被保険者の期間中又は20歳前である場合）

松本年金事務所 電話0263-31-5150（代表）

障害厚生年金

○相談窓口

松本年金事務所 電話0263-31-5150（代表）

8. スポーツ・レクリエーション

長野県障がい者福祉センター サンアップル

サンアップルでは、スポーツや文化活動を通じた仲間づくり、交流イベントの開催、ボランティアの養成等の事業を通して障がいのある人もない人も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げる「心のバリアフリー」をめざしています。

○スポーツ教室・文化教室の開催

水泳、サッカー、エアロビクス、フロアホッケー、バドミントン又は各種体験教室等定期的にスポーツ教室を開催しています。また、文化教室（和太鼓教室等）や文化活動体験会（絵画、歌声ひろば等）、ボランティア研修会及びコンサートなどを開催しています。

■長野県障がい者福祉センター サンアップル

長野市下駒沢 586 番地 電話（代表）026-295-3111
（スポーツ教室等）026-295-3442

障がい者スポーツ大会

○長野地区障がい者スポーツ大会

障がい者の体力の維持増強と、地域住民の理解を深めるため、身近に参加できる大会が開催されます。

実施時期 毎年5月から6月頃

会場 長野市営長野運動公園等

○県障がい者スポーツ大会

陸上競技や水泳、バスケットボール等個人種目 6 競技、団体種目 8 競技が実施されます。

実施時期 毎年 9 月

会場 松本平広域公園陸上競技場等

○問い合わせ先

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

長野県障がい者文化芸術祭（夢・アートフェスタ）

障がい者の様々な文化芸術活動の成果を発表し、障がいのある人もない人も共に出会いとふれあいの輪を広げることにより、障がい者の社会参加を促進します。

実施時期 毎年 9 月

○問い合わせ先

健康福祉課 福祉介護係 電話0261-85-0713

県障がい者文化芸術祭実行委員会事務局（県障がい者福祉センター（サンアップル）内） 電話 295-311

9. 相談窓口ほか

■大北圏域障害者総合支援センター

〒398-0002 大町市大町 1129

電話：0261-26-3855 FAX：0261-26-3856

相談内容

- ・障がい者及び保護者等からの相談全般
- ・福祉サービスの利用援助に関する業務
- ・社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ・ピアカウンセリングに関する業務
- ・障がい者等の権利擁護のために必要な援助に関する業務
- ・専門機関の紹介に関する業務

その他の相談窓口

名 称	所在地・連絡先・相談時間等
身体障害者更生相談所	長野市下駒沢 618-1 長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 TEL:026-296-3953(代) FAX:026-295-0716
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	松本市波田 9986 TEL:0263-91-3370 FAX:0263-92-1550
大町保健福祉事務所	大町市大町 1058-2 障がい福祉課 TEL:0261-23-6508
長野県精神保健福祉センター	長野市下駒沢 618-1 長野県立総合リハビリテーションセンター内 TEL:026-266-0280 FAX:026-266-0502 ○精神保健についての相談
大北圏域障害者就業・ 生活支援センター がんばりやさん K ウォーク	大町市大町 4085-5 TEL:0261-85-0552 相談時間:平日 9:00~17:30 ○障がいのある人からの就職に関する相談、就職へ 向けた準備や生活面での支援など
長野障害者職業センター	長野市中御所 3 丁目 2-4(ハローワーク長野隣) TEL:026-227-9774 FAX:026-224-7089 相談時間:平日 8:45~17:00 ○就職のための相談・評価から、職業に必要な知識・ 技能を修得するための職業講習、就職後の職場適応 指導・うつ病等による休職者の職場復帰支援など、 障害者の職業自立と雇用促進・安定に関すること 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ http://www.jeed.or.jp
松本年金事務所	松本市鎌田 2-8-37

	TEL:0263-31-5150
長野県障がい者権利擁護(虐待防止)センター	長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県庁健康福祉部障がい者支援課内) TEL:026-235-7107 FAX:026-234-2369 ○障がい者の虐待に関する相談
白馬村障がい者虐待防止センター	白馬村北城 7025(白馬村役場健康福祉課内) TEL:0261-85-0713 Mail: dhhelp@vill.hakuba.lg.jp (専用メール) ○障がい者の虐待に関する相談
北アルプス成年後見支援センター	大町市大町 1129 (社会福祉法人 大町市社会福祉協議会内) TEL:0261-22-1550 ○成年後見に関する相談、手続きの支援など
長野県医療的ケア児等支援センター	長野市大字南長野字幅下 692-2(長野県庁健康福祉部障がい者支援課内)TEL:026-235-7185 相談時間:平日 8:30~17:15 ○医療的ケア児等の支援に関する相談
長野県発達障がい者情報・支援センター	松本市旭 2-11-30(長野県松本旭町庁舎2階) TEL:0263-37-2725 相談時間:平日 9:00~16:00 ○発達障がいに関する知識及び支援方法に関する紹介等
長野県難病相談支援センター	松本市旭 2-11-30(長野県松本旭町庁舎2階) TEL:0263-34-6587 相談時間:平日 8:30~17:15 ○難病の支援に関する相談

村内の福祉事業所一覧(障害福祉関係)

名 称	サービス	所在地・連絡先・相談時間等
白馬村地域活動支援センター	余暇や創作活動の提供の場	白馬村北城7025(白馬村保健福祉ふれあいセンター内) TEL:0261-72-7230
白馬村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	居宅介護	同上
白馬村社会福祉協議会 特定相談支援事業所	特定相談支援	同上
社会福祉法人 しあわせ クロスロード白馬	就労継続支援B型	白馬村北城 836-35 TEL:0261-72-6073
社会福祉法人 しあわせ 相談支援事業所はくば	特定相談支援・障害児相談支援	同上
なないろ白馬	グループホーム	白馬村神城24196-9 TEL:0261-85-0571